

公益財団法人オホーツク財団退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人オホーツク財団（以下「財団」という。）の職員の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 この規程による退職手当は、職員給与規程に基づいて、給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の支給される職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族。）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（就業規程により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が、22日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなしてこの規程（第4条中25年以上勤続した者の退職又は負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）若しくは死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分及び25年以上勤続した者の死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(普通退職の場合の退職手当)

第3条 次条又は第5条第1項若しくは第2項の規定に該当する場合を除くほか退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の100
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の110
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき 100分の120

2 前項に規定する者のうち、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 100分の75
- (3) 勤続期間11年以上19年以下の者 100分の80

(長期勤続後の退職等の場合の退職手当)

第4条 25年以上勤続して退職した者（次条第1項又は2項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の125
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の137.5
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の150
- (4) 31年以上の期間については、1年につき 100分の125

2 前項の規定は、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第55条第1項に規定する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第1項において同じ。）により退職した者（前項又は次条第1項の規定に該当する者を除く。）及び死亡により退職した者（次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当)

第5条 財団の業務の縮小若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、理事長が必要と認めた者及び業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき 100分の150
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき 100分の165
- (3) 21年以上30年以下の期間については、1年につき 100分の180
- (4) 31年以上の期間については、1年につき 100分の150

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、死亡により退職した者（前項の規定に該当するものを除く。）に対する退職手当の額について準用する。

3 第1項に規定するもので、次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

4 前項の基本給月額は、職員給与規程に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

(業務によることの認定基準)

第6条 理事長は、退職の理由となつた傷病又は死亡が業務上のものであるかどうかを認定するにあつては、職員の業務上の災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。

(退職手当の最高限度額)

第7条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の額が、職員の退職の日における給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 休職、停職その他の事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その期間の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。

4 退職手当の支給を受けた後再就職したものの退職手当については、さきに退職手当の計算の基礎となつた期間は、これを計算しない。

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6月未満のときは切り捨て、6月以上のときはこれを1年とする。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条又は第5条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満。）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、第5条第2項の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第9条 第3条から第5条までの規定による退職手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 懲戒により解雇された者
- (2) 禁固以上の刑に処せられたことにより解雇され、又は退職したもの
- (3) 官公庁等を定年等で退職した後、職員となったもの
- (4) 非常勤、嘱託、期間の定めある雇用契約による職員及び臨時的任用の職員

(遺族の範囲及び順位)

第10条 第2条に規定する遺族は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前各号に掲げる者の他、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合は、その人数によって等分して支給する。
- 4 遺族に対して支給する場合は、正当な債権者（相続人等）であるかを証明する書類（戸籍抄本又は抄本、及び住民票等）を提出させることとする。

(支給方法及び支払期日)

第11条 第2条に規定する退職手当は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を退職の翌日から起算して30日以内に職員又はその遺族の希望する銀行口座に振り込むこととする。

(派遣された職員の取扱)

第12条 北海道、北見市、網走市及びその他から派遣された職員には、この規程を適用しない。

(その他)

第13条 職員の退職手当の支給にあたっては、この規程に定めのあるものを除くほか、北海道職員の例による。

2 平成25年7月1日以降に採用となった職員については、退職手当規程にかかわらず、別表第1に基づき算定される退職金のみ支給するものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人オホーツク地域振興機構の設立登記のあった日から施行する。

この規程変更は、令和2年6月15日から施行する。